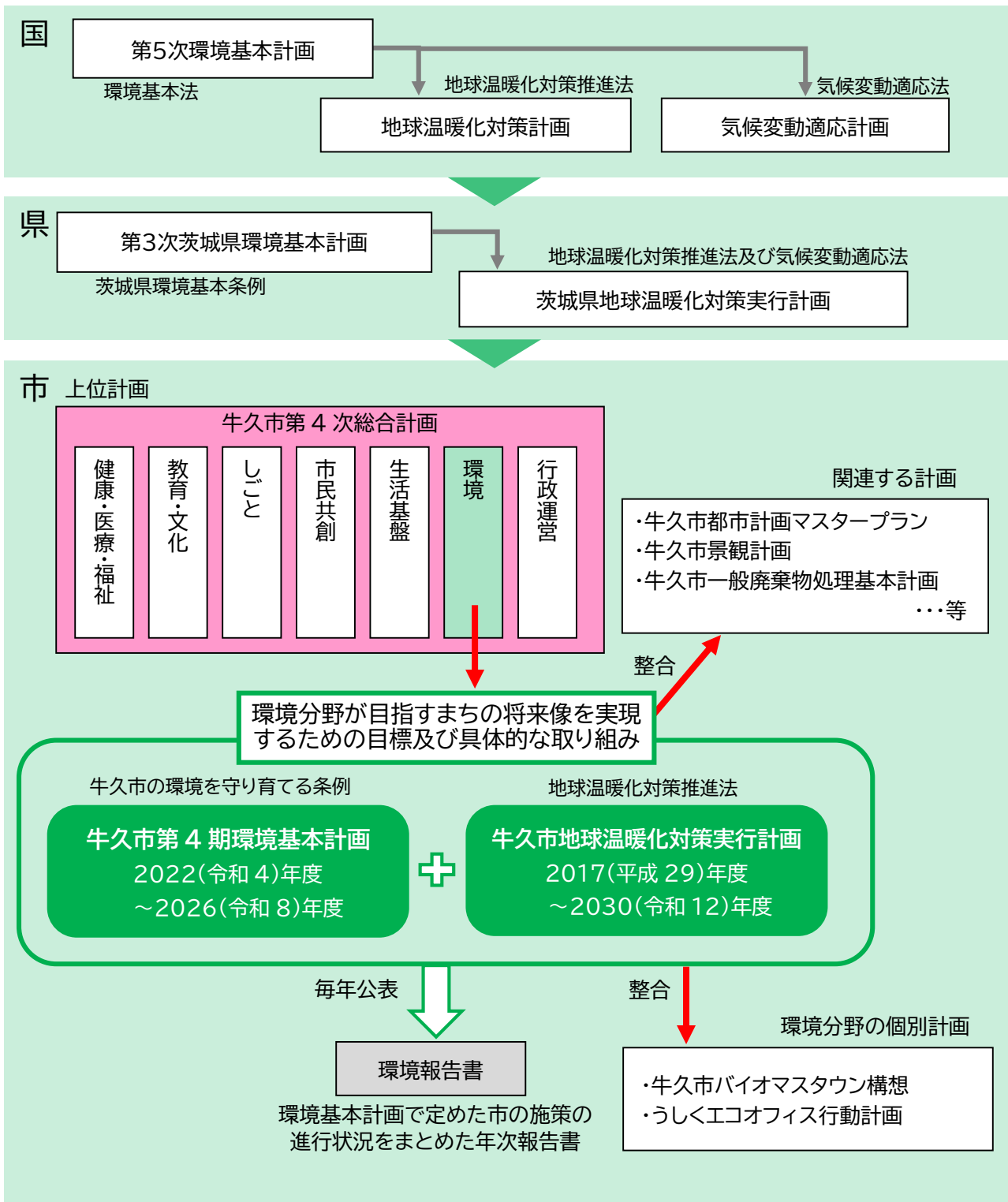


第2章 環境基本計画の基本的事項

2.1 計画の位置づけ

本計画は「牛久市第4次総合計画」において環境分野が目指すまちの将来像「豊かな自然を守り育てる優しさのあるまち」の実現に向け、国及び県の環境基本計画などを踏まえて市の関連計画との整合を図りつつ、計画的に環境の保全及び創出の推進を図るものです。



2.2 計画の対象区域

本計画の対象区域は牛久市全域とします。

ただし、大気や水環境の保全、地球温暖化対策など、広域的な取り組みを必要とする施策については、国、県及び周辺自治体と連携し取り組んでいきます。

2.3 計画の期間

本計画の計画期間は2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までとし、最終年度の2026(令和8)年度は目標の達成度についての評価を行います。

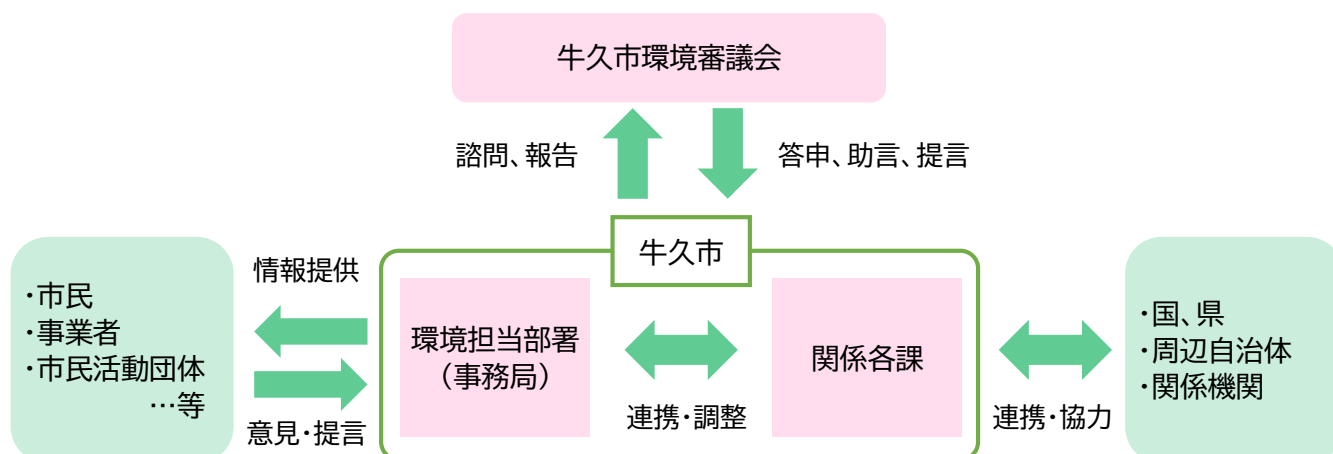
2.4 計画の構成

本計画は、以下の5つの章で構成されています。

章	内容
第1章 はじめに	本計画の目的や環境を取り巻く情勢について示しています。
第2章 環境基本計画の基本的事項	本計画の位置付けや対象区域及び計画期間について示すとともに、施策を着実に実施していくための推進体制と進行管理の方法を示しています。
第3章 牛久市の現況	本市の現況を把握するために、本市の位置と面積、土地利用の状況、気候、人口の状況、産業の状況及び交通の状況についてまとめています。
第4章 望ましい将来像と基本目標	本市の環境分野における望ましい将来像と基本目標を示すとともに、その関連性について示しています。
第5章 施策体系と取り組み	本計画の施策体系を SDGsと関連付けた上で、基本目標ごとに現状と課題を分析し、目標達成に向けて市(行政)が取り組む方向性を示すとともに施策と指標を記載し、市民や事業者に期待する取り組みについても示しています。

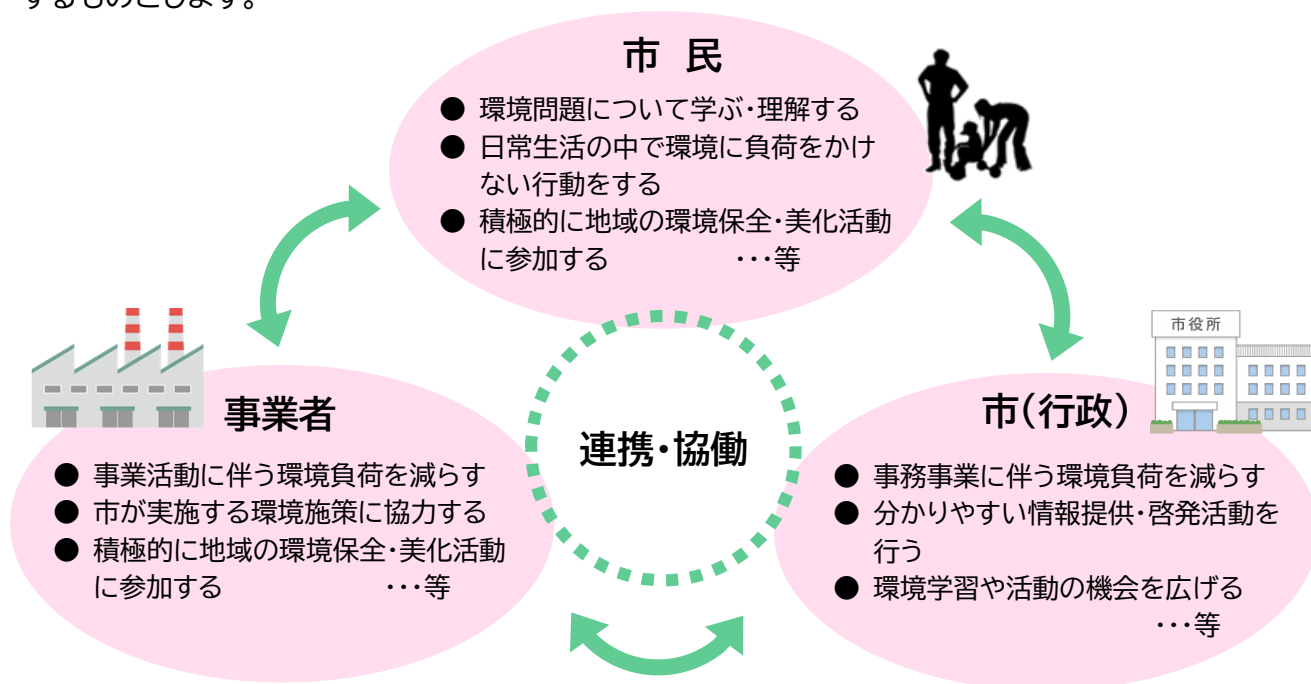
2.5 計画の推進体制

国、県及び周辺自治体と連携を取りつつ、牛久市環境審議会から助言、提言を受けながら市民・事業者と協働で取り組みを実施し、計画を着実かつ効果的に推進するものとします。



2.6 計画の推進主体

本計画は、市民・事業者・市(行政)の各主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して推進するものとします。



2.7 PDCAサイクルによる進行管理の考え方

本計画に基づく取り組みの進捗状況や指標の推移を評価し継続的な改善へとつなげていくため、PLAN(プラン=計画)、DO(ドゥー=実行)、CHECK(チェック=評価)、ACTION(アクション=改善)のPDCAサイクルによる進行管理を行います。

本計画と牛久市地球温暖化対策実行計画の進行管理は一体的に行うこととし、毎年度、本計画に基づく施策の実施状況については環境報告書にまとめた上で公表し、施策の見直しや改善へとつなげます。また、それぞれの計画は5年毎に社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえて見直しを行います。

